

青森県報

号外第二十四号

令和七年
三月三十一日
(月曜日)

目次

条 例

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) ……
○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同) ……

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第三十七号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「控除の限度額で政令第九条の七第四項に規定するもの又は同法第十二条第二項の控除の限度額で政令第九条の七第五項に規定するもの」を「地方法人税控除限度額又は同条例第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」に、「は、同条」を「は、政令第九条の七」に改める。

第一百四十三条第一項中「数量」の下に「(第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれている

ときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、法第一百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第八条の四の二第一項及び第八条の五の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二の五に次の一項を加える。

7 法附則第十二条の二の七第九項に規定する特例対象事業者のうち法附則第十二条の二の七の二第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行った炭化水素油(第一百四十二条第三項に規定する炭化水素油をいう。)である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第一百四十三条第一項(第五号(軽油の消費に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第十三条第一項、第二項及び第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

- この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 改正後の青森県県税条例第一百四十三条第一項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 改正後の青森県県税条例附則第九条の二の五第七項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第三十八号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第六条第一号中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項第一号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「所得金額又は収入金額」を「所得」に改め、同号イ中「第五号」を「第四号」に改め、同号ロ中「から第四号まで」を「又は第三号」に改める。

第十三条第二項各号中「又は収入金額」を削る。

第十五条第二項第一号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「生産設備」を「設備」に、「に限る。以下この号において同じ」を「であつて、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定償却資産（以下この項において「特定償却資産」という。）に該当するものを含むものに限る」に改め、「」を構成する減価償却資産のうち原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号）第一条第二項に規定する対象設備（以下この項において「対象設備」という。）を含むもの（「」を削り、「特定設備」を「対象設備」に、「所得金額」を「所得」に改め、同項第二号中「特定設備に係る」を削り、同項第三号中「特定設備に係る」を削り、「償却資産（」の下に「特定償却資産に該当するものであつて、」を加え、同条第三項中「特定設備」を「対象設備」に改める。

第十六条第二項第一号中「特定設備」を「対象設備」に改める。

附則第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭